

帯広市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

帯 広 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 川西地区

(1) 現況

本地域は、帯広市の南西に位置し、馬鈴薯、甜菜、小麦、豆類を中心とした北海道を代表する大型畑作地帯である。特に、近年ながいもなどの野菜の作付面積が増大しており、土地改良を必要とする圃場があることから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえて、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)法3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第3号に掲げる事業も併せて行い、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の促進を図ることとする。

2. 大正地区

(1) 現況

本地域は、帯広市の南東に位置し、馬鈴薯、甜菜、小麦、豆類を中心とした北海道を代表する大型畑作地帯である。しかし、近年大根などの野菜の作付面積が増大しており、土地改良を必要とする圃場があることから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえて、本地域では、法3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第3号に掲げる事業も併せて行い、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の促進を図ることとする。

3. 帯広地区

(1) 現況

本地域は、市街化区域周辺に農地が点在する地域であり、野菜・蔬菜類を中心とした畑作地帯である。従って、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及について取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえて、法3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の推進を図る

こととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	川西地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	大正地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	帯広地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業

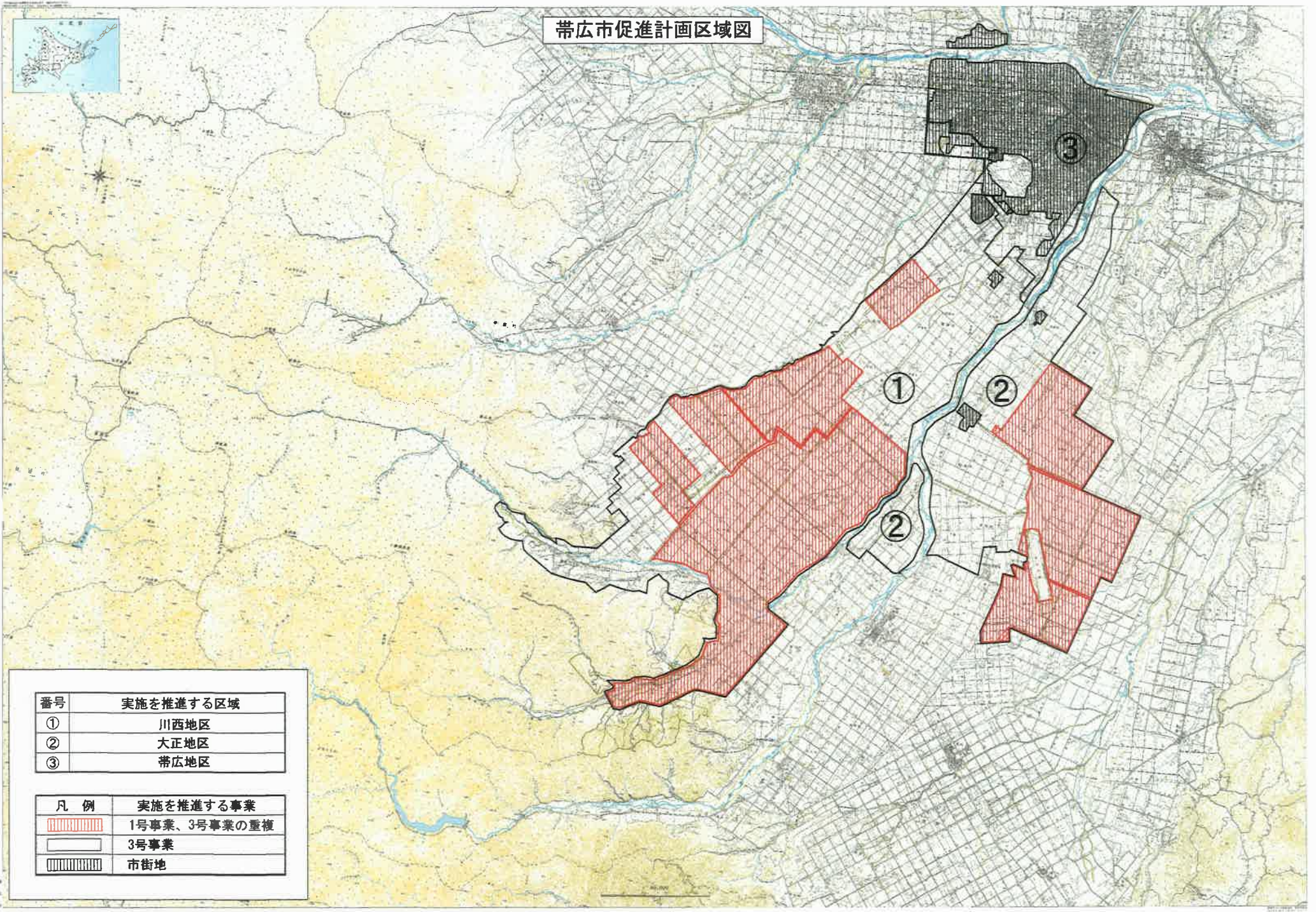
4 法第6条第2項第1号にの区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

帯広市促進計画区域図



番号	実施を推進する区域
①	川西地区
②	大正地区
③	帯広地区

凡例	実施を推進する事業
	1号事業、3号事業の重複
	3号事業
	市街地